

介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険負担限度額認定は、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する際の居住費（滞在費）と食費の負担軽減の支給申請を受け付けています。



《 対象者 》

介護保険施設等を利用しており、一定の所得要件を満たす人

※一定の所得要件については「別紙 介護保険負担限度額認定要件等」で確認してください。

《 申請方法 》

- 窓口申請 … 大牟田市役所福祉課介護保険担当窓口（本庁舎 1 階北側）
- 郵送申請 … 申請書の記載、必要書類の添付漏れがないことを確認の上、次の送付先まで郵送してください。

【送 付 先】

〒836-8666

大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市役所福祉課介護保険担当 行

【介護保険 負担限度額申請書在中】

- 電子申請 … マイナポータル内のぴったりサービスで申請してください。
※大牟田市のホームページより申請することができます。

<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji00318766/index.html>

《 手続き期限 》

申請書を提出された日の属する月の 1 日に遡って認定の有効期間が開始します。

更新申請の手続きについては毎年 6 月下旬ごろにお知らせいたします。

認定結果については後日郵送となります。

《 注意事項 》

- ・収入や世帯の状況に応じて、利用者負担段階が変更となる場合があります。
- ・認定証を紛失した場合は、再度申請書の提出が必要です。

《 申請に必要なもの 》

※電子申請を行う場合は添付書類が異なります。マイナポータル内のぴったりサービスで確認してください。

●介護保険負担限度額認定申請書 ※必須

- ・配偶者がいる方は、表面の「配偶者」の欄を記入してください。
- ・申請書は両面あります。必ず裏面も記入してください。
- ・裏面の「照会同意書」の氏名は必ず手書きで記入してください。
- ・代筆の場合は代筆者の氏名・本人との関係を記入してください。
- ・消せるボールペンは使用不可です。
- ・記入内容を訂正する場合は、訂正印が必要です。

●本人及び申請者の身分証明書類 **※必須** 《郵送の場合は、写しを添付して下さい。》

- ・被保険者の介護保険証原本（介護保険証がない場合はその他の本人確認書類）
- ・申請に来られる方の本人確認書類

本人確認書類例：健康保険証・運転免許証・マイナンバーカード等

- ・本人（及び配偶者）のマイナンバーを確認できる書類（お持ちの方のみ）

●預金通帳等写し ※生活保護受給者は添付不要 《窓口申請の場合は、預金通帳等の原本をお持ち下さい。》

預貯金等の資産の例

預貯金等に含まれる物	確認方法（必要書類）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ①銀行名、口座番号、口座名義人等が記載してあるページ ②申請日からさかのぼって <u>2ヶ月分程度</u> のお金の出し入れが記載してあるページ ・通帳等を複数所有している場合、その <u>すべて</u> について提出してください。 ・預貯金通帳は申請の前に 記帳してから 提出してください。 ・配偶者がいる方は、配偶者分についても同様に提出してください。 ・インターネットバンクであれば口座残高のページの写しを提出してください。 ・定期預金がある場合はそのページの写しも必要です。 ・通帳に定期預金の記載がない場合は証書等を提出ください。 ・定期預金が満了している場合も提出してください。
投資信託、有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） ・申請日の直近2カ月以内で「時価」がわかる部分
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書（残高が分かるもの）の写し（預貯金等から差し引いて計算します。）



お問い合わせ先

大牟田市 福祉課 介護保険担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話：0944-41-2683 FAX：0944-41-2662